

令和6年5月7日

広島県薬剤師会保険薬局部会未加入の保険薬局各位

一般社団法人 広島市薬剤師会
会 長 中 野 真 豪

休日当番薬局の登録について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年6月より、広島県薬剤師会ホームページ休日当番薬局へ、保険薬局部会会員外も登録が可能となりました。

つきましては、登録についての条件・注意事項をご確認いただき、下記のGoogleフォームよりご登録くださいますようお願いいたします。

【回答URL および QRコード】

<https://forms.gle/e9ejJwhMT6sojdgr9>



■登録についての条件・注意事項

- 広島県薬剤師会ホームページ「薬局情報」へ掲載されていること。
- データベース管理料・利用料が22,000円(税込)／1日 が発生します。(前払い)
支払われた管理料・利用料は掲載を取り消した場合も返金はいりません。
- 管理料・利用料を広島市薬剤師会事務局の就業時間内に持参し支払う。(振込不可)
事務局の就業日時:月～金(祝祭日・お盆・年末年始を除く) 9時～17時
- 輪番制休日当番薬局の開局時間は原則9時～18時です。
上記を満たさない場合は登録できません。(山県地区においては原則9時～17時まで)
- 広島県薬剤師会ホームページ「休日当番薬局」へ掲載がされているか必ず確認してください。
掲載がなく休日加算を算定した場合、返戻の対象となります。
当会は一切責任を負えません。
- ホームページの掲載にかかわらず、休日加算等の算定については、中国四国厚生局に届け出ている開局状況により異なります。

休日当番薬局を対象に【厚生労働省 医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口(医療用解熱鎮痛薬等 110番)】の対応をしております。

令和6年1月17日、2月14日、3月18日付け通知文書をご確認ください。

広島市薬剤師会 HP → 会員の方 → 各種資料・ダウンロード → メール送信記録

※宛名が保険薬局部会会員宛となっておりますが、6月より休日当番薬局を対象とします。